

# 答案用紙（基礎法令・整備関係法令）

受講 番号		氏 名			
		生年月日	昭・平	年	月 日

問題 1 適切な記号を記入しなさい。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
コ	イ	ソ	ネ	ウ	テ	オ	ヒ	キ	ニ

11	12	13	14	15
エ	ヌ	ナ	ツ	ホ

問題 2 適切な記号を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
ケ	サ	シ	ス	ク	ア	コ	エ	セ	タ

問題 3 適切な記号を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
オ	テ	ト	キ	ス	ニ	ノ	ソ	エ	ケ

問題 4 適切な記号を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤
ウ	エ	ア	キ	コ

問題 5 適切なものには○を、不適切なものには×を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤
○	×	×	×	×

問題 6 適切な字句を記入しなさい。

①	②	③	④
15	4	1/3	1年

③			
平成	25年	11月	27日

-----  
※この欄には、何も記入しないで下さい。

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	合 計

## 答 案 用 紙 (検査関係)

受講番号		氏 名	
		生年月日	昭・平 年 月 日

(注：答案用紙中※の欄には何も記入しないで下さい。)

**問題 1** 適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○	×	×	×	×	○	×	×	×	○

問題 1	※ $10 \times 1 = 10$
------	----------------------

**問題 2** 適合しているものには○を、適合していないものには×を記入しなさい。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
×	×	×	○	○	○	○	○	×	×

問題 2	※ $10 \times 2 = 20$
------	----------------------

**問題 3** 適切な数値等を記入しなさい。

1	ア	20	イ	11		
2	ウ	0.3	エ	0.3		
3	オ	96				
4	カ	1.0				
5	キ	7				
6	ク	550	ケ	対称	コ	100
7	サ	100	シ	20		
8	ス	450	セ	650	ソ	550
9	タ	20	チ	150	ツ	270
10	テ	75	ト	50		

問題 3	※ $20 \times 2 = 40$
------	----------------------

#### 問題 4

1. 《B表》中の(①)～(⑪)欄に数値を記入し、《C表》中の(⑫)～(⑯)欄には計算式を記入しなさい。  
 注意：計算値については、問題の指示に従って記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥
19505	2145	1840	4.13	3985	1400
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
0.66	1435	0.78	4.89	1.94	

	計 算 式
⑫	$[(6650-5250) / (2090+55)] = 0.652$
⑬	$[(4520-3085) / 1840] = 0.779$
⑭	$[(4520+3085) / 1840] = 4.133$
⑮	$[(6650+5250+4520+3085) / (3930+55)] = 19505 / 3985 = 4.894$
⑯	$[7750 / (3930+55)] = 7750 / 3985 = 1.944$

2. 《C表》中の「判定」欄(⑰)～(⑳)の各項目について、道路運送車両の保安基準への適合するものは「○」を、適合しないものは「×」を記入しなさい。

⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
○	○	○	×	×	○	○
⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
×	×	×	○	×	×	○

問題 4

※ 30×1=30

# 平成25年度 自動車検査員教習試験問題

## (検査関係)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

### 【注意事項】

1. 問題用紙は、試験開始の合図があるまで開いてはいけません。
2. 試験時間は75分間です。
3. 「自動車整備関係法令と解説」又は「自動車検査独立行政法人審査事務規程」(本則及び附則) (以下「審査事務規程等」という。) は会場への持ち込みを認めます。
4. 簡易な卓上計算機の使用は認めますが、それ以外の計算機(電子計算機、及び計算機能付き携帯電話等)を使用してはいけません。
5. 問題用紙と答案用紙は別になっています。解答は必ず答案用紙に記入すること。
6. 答案用紙に氏名等の記入がない場合は失格となります。
7. 答案用紙は2枚綴りになっています。切り離さないで下さい。
8. 試験会場から退場するときは、答案用紙のみを提出して問題用紙は持ち帰ること。
9. その他、試験員の指示に従って受検すること。

問題1 次の各々の文章について、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び審査事務規程に照らして、適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. 「検査時車両状態」とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車とを連結した状態。）をいう。
2. 被牽引自動車の前面の両側に前部反射器がなかったが、基準に適合している車幅灯を確認できたので、保安基準に適合するとした。
3. 普通乗用自動車（乗車定員5名）において、側方への翼状のオーバー・ハング部（以下「ウイング」という。）を有するエア・スポイラが装着されており、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができない構造で、ウイング側端の部分と車体とのすき間が20mmを超えていたが、当該自動車の最外側から内側へ150mmであったので、保安基準に適合するとした。
4. 専ら乗用の用に供する自動車で乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が3.5tを超える自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置には、施錠装置を備えなければならない。
5. 型式に付された排出ガス規制の識別記号が「LKG」になっている軽油を燃料とする普通貨物自動車（車両総重量12t超え）の排出ガス検査の際、車検証の備考欄に「オパシメータ測定車」との記載がなかったので、黒煙測定器を用いて測定した結果、黒煙の汚染度が4%であったため、保安基準に適合するとした。
6. 普通貨物自動車に、運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置が備えられていなかったため、保安基準に不適合とした。
7. 「第二種座席ベルト」とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。
8. 車両に黄色の点滅する回転灯が装着されており、車検証の備考欄に「道路維持作業用自動車」との記載はなかったが、当該車両の車体の形状が清掃車（車体の塗色が黄色）であったため、保安基準に適合するとした。
9. 小型二輪自動車の消音器が取り外されていたが、近接排気騒音を測定したところ、測定値が基準内だったので保安基準に適合するとした。
10. 平成23年10月に製作された車両総重量3,850kgの普通貨物自動車には、衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止できる、前部潜り込み防止装置を備えなければならない。

問題2 次の各々の文章について、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び審査事務規程に照らして、適合しているものには○を、適合していないものには×を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. 小型二輪自動車の後写鏡において、その鏡面の面積が  $65 \text{ cm}^2$  であった。
2. 昭和48年12月に製作された自動車の制動灯の灯色が橙色であった。
3. 車両重量  $10,500 \text{ kg}$ 、車両総重量  $19,910 \text{ kg}$  の普通貨物自動車であつて、積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が  $3,410 \text{ kg}$  であった。
4. 最遠軸距が  $2.5 \text{ m}$  のキャブオーバの最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（リアオーバーハング）を計測したところ、 $1.5 \text{ m}$  であった。なお、自動車の後面あおり（折りたたみ式ではない）の高さは荷台床面から  $160 \text{ cm}$  であった。
5. 小型四輪自動車の空気入りゴムタイヤの滑り止め溝の深さが、当該溝のいずれの部分においても  $1.7 \text{ mm}$  であった。
6. 乗車定員10人の普通乗用自動車に消火器を備え付けられていなかった。
7. 平成19年1月に製作された乗車定員5名の自家用小型乗用車において、運転者席及びこれと並列の座席には頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）が備わっていたが、後部座席には備わっていなかった。
8. 最大積載量  $500 \text{ kg}$  の小型貨物自動車（形状：バン）の運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切が備えられていなかった。
9. 普通乗用自動車に備え付けられている速度計の単位が「MPH」（マイル表示）で表示されていた。
10. 緊急自動車の警光灯の形状に類似した灯火が普通貨物自動車に備え付けられていたので、電球及びすべての配線を取り外した。

問題3 次の各々の文章は、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び審査事務規程について述べたものです。各文の【 】の中に当てはまる適切な数値等を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. 自動車の車両総重量は、下表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる重量を超えてはならない。

自動車の種別	最遠軸距 (m)	車両総重量 (t)
	5.5未満	
セミトレーラ以外の自動車	5.5以上7未満	22 (長さが9m未満の自動車にあつては、20)
	7以上	25 (長さが9m未満の自動車にあつては20、長さが9m以上【 イ 】m未満の自動車にあつては22)

2. 小型乗用四輪自動車には、運転者が運転者席において高さ1m、直径30cmの円柱であつて、当該自動車の前面から【 ウ 】m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面（左ハンドル車にあつては右側面）から【 エ 】mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。

ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りではない。

3. 自動車検査証の備考欄に「平成10年騒音規制車」と記載がある乗車定員6人以下の乗用車（フロントエンジンタイプ）の近接排気騒音の基準値は【 オ 】dB以下である。

4. 平成21年排出ガス規制（排出ガス規制の識別記号が「LAF-」）に適合した専ら乗用の用に供する小型自動車（4サイクルの原動機を有する）のアイドリングは、一酸化炭素（CO）にあつては、【 カ 】%の規制値に基づき判定する。

5. 平成16年10月に製作された貨物の運送に供する普通自動車であつて車両総重量が【 キ 】t以上のものの後面には、基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。

6. 平成20年7月に製作された車両総重量7,980kgの普通貨物自動車に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合するように取り付けなければならない。

- (1) 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上【 ク 】mm以下となるように取り付けられていること。
- (2) 突入防止装置は、その平面部の車両中心面に直交する鉛直面上での車両中心面に対して【 ケ 】の位置に取り付けられていること。
- (3) 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側【 コ 】mmまでの間にあるよう取り付けられていること。

7. 後退灯は、昼間にその後方【 サ 】 mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上75W以下で照明部の大きさが【 シ 】  $\text{cm}^2$ 以上であり、かつその機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。
8. 平成22年12月製作された車両総重量が8 t以上の普通貨物自動車の両側面に備える巻込防止装置は、次の基準に適合するように取付られなければならない。
- (1) 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上【 ス 】 mm以下、その上縁の高さが地上【 セ 】 mm以上となるように取付られていること。
- (2) 巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取り付けられていること。この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が【 ソ 】 mm以下のなるように取り付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。
9. カットオフを有する照明部の中心高さが1 m以下のすれ違い用前照灯について、そのエルボー点は前方10 mの位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方【 タ 】 mmの直線及び下方【 チ 】 mmの直線並びに当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ【 ツ 】 mmの直線に囲まれた範囲内にあること。
- また、前方10 mの位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方110 mmの直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方に230 mmの直線の交わる位置における光度が1灯につき6,400 cd以上であること。
10. 自動車の近接排気騒音の測定方法は、原動機を最高出力時の回転数の【 テ 】 %（原動機の最高出力時の回転数が毎分5,000回転を超える二輪自動車、側車付二輪自動車にあっては【 ト 】 %）の回転数 $\pm 3\%$ の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。



《C表》

項 目		計 算 式	計算値	判定	
主 制 動 力	前 輪	検査時車両状態における前軸重 に対する左右差	⑫	⑦	⑰
	後 輪	検査時車両状態における後軸重 に対する左右差	⑬	⑨	⑱
		検査時車両状態における後軸重 に対する制動力の割合	⑭	④	⑲
	総 和	検査時車両状態における自動車 の重量に対する制動力の割合	⑮	⑩	⑳
検査時車両状態における自動車の重量に対 する駐車ブレーキの制動力の割合		⑯	⑪	㉑	
右側の走行用前照灯		光軸の判定		㉒	
		光度の判定		㉓	
左側の走行用前照灯		光軸の判定		㉔	
		光度の判定		㉕	
自動車の速度計の誤差の判定				㉖	
サイド・スリップの判定（横すべり量の特例扱いを受けた自動車ではない。）				㉗	
警音器の音の大きさの判定（自動車の前方7mの位置において、測定した。）				㉘	
P/V（最大積載量に対する荷台の容積比）の判定 （なお、荷台内寸法は長さ340cm、幅206cm、高さ42cmである。）				㉙	
オパシメータの判定				㉚	

1. 《A表》の自動車について検査機器等による検査を実施したところ、《B表》の結果となりました。この結果から《B表》の①～⑪欄を記入し、《C表》の⑫～⑯については、計算式を記入しなさい。

（計算値は、軸重に対する左右差については小数点第3位を切り上げし、その他の制動力の割合では、これを切り捨ててそれぞれ小数点第2位まで求め、記入すること。）

なお、ブレーキ・テストを用いて制動力を計測（ブレーキ・テストのローラは乾燥状態とし、自動車は検査時車両状態における各軸重を計測することが困難な場合であることとする。）したところ、ブレーキ・テストのローラ上では全ての車輪がロックすることなく《B表》の結果となりました。

2. 《B表》の結果から、《C表》の「判定」欄⑰～⑳の各項目について、道路運送車両の保安基準への適合するものは「○」を、適合しないものは「×」を記入しなさい。

# 平成25年度第1回 自動車検査員教習試験問題

(基礎法令・整備関係法令)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

## 【注意事項】

1. 問題用紙は、試験開始の合図があるまで開いてはいけません。
2. 試験時間は75分間です。
3. 問題用紙と答案用紙は別になっています。解答は必ず答案用紙に記入すること。
4. 答案用紙に氏名等の記入がない場合は失格となります。
5. 試験会場から退場するときは、答案用紙のみを提出して問題用紙は持ち帰ること。
6. その他、試験員の指示に従って受検すること。

沖縄総合事務局

問題 1 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び同法施行規則に規定されている条文について抜粋したものです。各文の【 】の中にあてはまる適切な字句を下枠の語群から選び、その記号を記入しなさい。

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに【 ① 】の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、【 ② 】、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は自動車の大きさ及び構造、並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
3. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを【 ③ 】の用に供してはならない。
4. 法第19条の規定による自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、自動車登録番号標を自動車の【 ④ 】の見やすい位置に確実に取り付けることによつて行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。
5. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を【 ⑤ 】にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は法第32条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。
6. 法第40条から第42条まで、第44条及び第45条の規定による保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、【 ⑥ 】その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。
7. 登録を受けていない法第4条に規定する自動車又は法第60条第1項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該【 ⑦ 】を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。
8. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であつて、検査対象軽自動車以外のものにあつては【 ⑧ 】、その他の自動車にあつては2年とする。
9. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより【 ⑨ 】を表示しなければ、運行の用に供してはならない。
10. 国土交通大臣は、自動車検査証の記載事項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して【 ⑩ 】を受けるべきことを命じなければならない。

- 1 1. 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の交付を受けている自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された【 ⑪ 】等に関する事項について変更があつたときは、その効力を失う。
- 1 2. 何人も、法第58条第1項の規定により有効な【 ⑫ 】の交付を受けている自動車又は法第97条の3第1項の規定により使用の届出を行つている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。
- 1 3. 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く。）が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な【 ⑬ 】を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。
- 1 4. 法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力は下表（道路運送車両法施行規則別表第1（抜粋））のとおりである。

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車であつて、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（【 ⑭ 】を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が2.00リットル以下のものに限る。）	【 ⑮ 】メートル以下	1.70メートル以下	2.00メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車であつて、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			

《語群》				
ア. 信頼性	イ. 軽自動車	ウ. 困難	エ. 構造	オ. 自動車
カ. 検査	キ. 検査標章	ク. 継続検査	ケ. 諸元	コ. 安全性
サ. 保安基準適合証	シ. 運転	ス. 容易	セ. 運転者	ソ. 運行
タ. 大型自動車	チ. ガソリン	ツ. 軽油	テ. 通行人	ト. 経済性
ナ. 整備	ニ. 構造等変更検査	ヌ. 自動車検査証		
ネ. 前面及び後面	ノ. 前面又は後面	ハ. 後面		
ヒ. 1年	フ. 3年	ヘ. 12.00	ホ. 4.70	

問題 2 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に規定されている道路運送車両の点検及び整備に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を下枠の語群から選び、その記号を記入しなさい。  
なお、同じ記号を複数回使用しても差し支えない。

1. 自動車の【 ① 】は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
2. 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。
  - 一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 【 ② 】
  - 二 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 【 ③ 】
  - 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 【 ④ 】
3. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について法第48条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 点検の年月日
  - 二 点検の【 ⑤ 】
  - 三 整備の【 ⑥ 】
  - 四 整備を完了した年月日
  - 五 その他国土交通省令で定める事項
4. 法第49条第1項第5号の点検記録簿の記載事項について国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 登録自動車にあつては自動車登録番号、法第60条第1項 後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
  - 二 点検又は分解整備時の【 ⑦ 】
  - 三 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所（点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあつては、その者の氏名又は名称）
5. 自家用乗用自動車の点検整備記録簿の保存期間は、その【 ⑧ 】から【 ⑨ 】間である。
6. 国土交通省告示「自動車の点検及び整備に関する手引き」において、大型車のディスク・ホイールを取付けた後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後に規定トルクでホイール・ナットを締め付けることについては、【 ⑩ 】km走行後が最も望ましいとされている。

《語群》

ア．概要	イ．所有者	ウ．項目	エ．記載の日	オ．記録
カ．自動車検査証の交付日	キ．走行距離	ク．結果	ケ．使用者	
コ．総走行距離	サ．3月	シ．6月	ス．1年	セ．2年
ソ．5～10	タ．50～100	チ．500～1000		

問題 3 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に規定されている自動車の整備事業に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句をそれぞれ下枠の語群から選び、その記号を記入しなさい。  
なお、重複する場合は同じ字句が入るものとする。

1. 自動車分解整備事業の認証は、対象とする自動車の【 ① 】を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

2. 次の場合、法第49条第2項の分解整備に該当する。

制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、【 ② 】（二輪の小型自動車の【 ② 】を除く。）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造

3. 自動車分解整備事業者は、【 ③ 】を備え、分解整備をしたときは次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 登録自動車にあつては自動車登録番号、第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
- 二 分解整備の概要
- 三 分解整備を完了した年月日
- 四 依頼者の氏名又は名称及び住所
- 五 その他国土交通省令で定める事項

4. 自動車分解整備事業者は、法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の【 ④ 】を記載した書面を交付すること。

5. 自動車分解整備事業者は、事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であつて一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも一人に分解整備及び法第91条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）ただし、当該事項を統括管理する者（以下、【 ⑤ 】という。）は他の事業場の【 ⑤ 】になることができない。

6. 地方運輸局長は、自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であつて、自動車の整備について法第94条第1項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び【 ⑥ 】を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第94条の4第1項の自動車検査員を選任して第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

7. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から【 ⑦ 】日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

8. 自動車検査員は、法第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第1項の【 ⑧ 】をしてはならない。
9. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により【 ⑨ 】し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（法第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。
10. 指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあつては自動車登録番号、法第60条第1項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号
  - 二 点検及び整備並びに検査の概要
  - 三 【 ⑩ 】
  - 四 自動車検査員の氏名
  - 五 国土交通省令で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項
  - 六 依頼者の氏名又は名称及び住所

《語群》

- ア. 事業場管理責任者    イ. 会社組織    ウ. 型式    エ. 点検  
 オ. 種類    カ. 自動車検査票    キ. 概算見積もり    ク. 指定整備記録簿  
 ケ. 検査の年月日    コ. 請求額    サ. 保安基準適合証の交付者の氏名  
 シ. 自動車検査員    ス. 整備主任者    セ. 検査    ソ. 証明  
 タ. ディスク・パッド    チ. ブレーキ・ライニング    テ. ブレーキ・ドラム  
 ト. 分解整備記録簿    ナ. 検査機器    ニ. 管理組織    ヌ. 記載  
 ネ. 14    ノ. 15    ハ. 30

問題 4 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に基づく通達に規定されている指定自動車整備事業に関して述べたものである。

各文の【 】の中に適切な字句をそれぞれ下枠の語群から選び、その記号を記入しなさい。

1. 【 ① 】とは、当該事業場において実施される整備の技術に関する総括責任者であって、次の各号の責務を負う者とする。

- (1) 従業員に対する整備技術の教育に関すること。
- (2) 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。
- (3) 設備機器の管理に関すること。

2. 【 ② 】とは、事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であって、当該事業場の統括責任者をいい、次の各号の責務を負う者とする。

- (1) 事業計画の決定と執行に関すること。
- (2) 事業場全般に係る管理業務（指定自動車整備事業における保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付業務の管理を含む。）に関すること。
- (3) 従業員に対する関係法令の教育に関すること。

3. 【 ③ 】は、法第94条の5第4項の検査を公正、かつ、確実にを行うため、当該検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。

4. 自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合の保安基準適合証等の検査の年月日は【 ④ 】に検査の実務を行った年月日とすること。

5. 普通自動車の継続検査において、指定整備記録簿の「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」欄は、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証に記載された構造等に関する事項（道路運送車両法施行規則第43条の2の各号に規定する事項をいう。）と現車との照合を行ったうえで、当該【 ⑤ 】の諸元を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。

《語群》

- |             |                 |            |
|-------------|-----------------|------------|
| ア. 自動車検査員   | イ. 整備主任者        | ウ. 主任技術者   |
| エ. 事業場管理責任者 | オ. 保安基準適合証交付受任者 |            |
| カ. 最初       | キ. 最後           | ク. 保安基準適合証 |
| ケ. 自動車検査証   |                 |            |
| コ. 自動車      | サ. 定期点検記録簿      | シ. 作業指示書   |

問題 5 次の各々の文について、道路運送車両法（以下「法」という。）、関係法令及び通達等に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を記入しなさい。

1. 「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車、軽車両をいう。
2. 自動車分解整備事業の対象とする自動車の種類が普通自動車（小型）の事業場は、乗車定員が15人の普通乗合自動車の分解整備を行う事ができる。
3. 有効な保安基準適合標章を自動車の前面に見えやすいように表示しているときは、当該自動車に自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなくても運行の用に供することができる。
4. 自動車検査員が、完成検査の一部であるサイドスリップ検査を実施したところ、保安基準に定められた範囲を超えていたため、完成検査場において自らサイドスリップの調整を行った。
5. 他の認証工場において点検整備が行われた自動車の継続検査の依頼を受けた場合、指定自動車整備事業者は点検整備を省略し、自動車検査員が、法第94条の5第4項の検査を公正、かつ、確実に行えば保安基準適合証を交付することができる。

問題 6 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等又は通達の規定について述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を記入しなさい。

1. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から【 ① 】日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。
2. 普通自動車（中型）を対象とする指定自動車整備事業における工員数は【 ② 】人以上である。
3. 法第94条の2に基づく指定自動車整備事業の指定に係る設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織のうち、当該事業場の自動車工の数に対する整備士の割合（整備士保有率）は【 ③ 】以上である。
4. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から【 ④ 】以内に、国土交通大臣の登録を受けた者が行う校正を受けるものとする。
5. 次の自動車に保安基準適合証を交付する場合、最終検査申請日は【 ⑤ 】である。

自家用乗用自動車	
自動車検査証の有効期間の満了する日	平成25年11月25日
完成検査年月日	平成25年11月20日
保安基準適合証交付年月日	平成25年11月21日
旧 自動車損害賠償責任保険期間	平成23年11月27日～平成25年11月27日
新 自動車損害賠償責任保険期間	平成25年11月27日～平成27年11月27日